

南島原市高齢者福祉計画

平成30年 3月

南 島 原 市

はじめに

我が国では、諸外国に類のない速さで高齢化が進行しており、高齢者を取り巻く社会情勢も大きく変化しています。本市においても高齢化は着実に進行し、特に今後 75 歳以上の高齢者数の急増が予測されております。



このような中、高齢者を含むすべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

今回策定しました高齢者福祉計画は、これまでに実施してきた地域包括ケア実現のための方向性を継承し、中長期的な視点から、在宅医療・介護連携等の取組を一層本格化させていくものです。

本計画の基本理念を「高齢者が、住み慣れた地域で支え合いながら、健康で安心して暮らせる共生のまちづくり」とし、「高齢者の健康づくり」、「高齢者を支えるまちづくり」、「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」、「高齢者とともに生きるまちづくり」の4つの基本目標を定め、取組を推進してまいります。

特に今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、それぞれの状態に応じた適切なサービス提供の流れを構築することで、認知症になっても本人の意思が尊重され、安心して暮らし続けられるまちを目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様や、サービス事業者の皆様、高齢者福祉計画策定委員会の皆様、関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

南島原市長

松本政博

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の概要	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間と進行管理	2
4. 計画の策定体制と住民参画	2
(1) 高齢者に対する調査の実施	2
(2) 高齢者福祉計画策定委員会	3
第2章 高齢者を巡る南島原市の状況	4
1. 本市の人口構成と高齢化の状況	4
2. 要介護認定者の状況	7
3. 高齢者のいる世帯の状況	8
第3章 計画の基本理念と基本目標	10
1. 計画の基本理念	10
(1) 高齢者の健康づくり	10
(2) 高齢者を支えるまちづくり	10
(3) 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	11
(4) 高齢者ととともに生きるまちづくり	11
2. 計画の基本目標	11
3. 計画の体系	12

第4章 高齢者保健福祉施策の展開	13
1. 高齢者の健康づくり	13
(1) 介護予防と健康づくり	13
(2) 認知症に対する取組	16
2. 高齢者を支えるまちづくり	18
(1) 地域における支え合い	18
(2) 充実したサービスの利用	20
3. 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	26
(1) 地域での安全・安心な暮らし	26
(2) 災害対策	27
(3) 気軽に出かけられる環境整備	31
4. 高齢者とともに生きるまちづくり	32
(1) ふれあいと交流	32
(2) 生きがいのあるいきいきとした暮らし	34
(3) 虐待の防止と権利擁護	37
第5章 計画の推進体制	39
1. 関係機関等との連携	39
2. 計画の進捗管理	39
資料編	40
1. 南島原市高齢者福祉計画策定委員会委員名簿	40
2. 南島原市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱	41

第1章 計画の概要

1. 計画の概要

本市の人口動態をみると、生産年齢人口と年少人口は減少していますが、老年人口は増加傾向にあり、平成7年に年少人口を逆転し現在に至っています。国立社会保障人口問題研究所の推計によると、今後も老年人口は増加を続け、平成32年をピークに減少に転じるものの、平成47年には生産年齢人口を上回ると推計されています。今後、後期高齢者が前期高齢者を上回り、認知症高齢者の増加も確実視される中、地域包括ケアの推進は待ったなしの状況となっています。また、いわゆる団塊の世代が後期高齢者になる2025年を見据え、認知症施策の推進をはじめ、本市にある諸課題を解決する道筋をつけるために、南島原市高齢者福祉計画（以下、本計画という）を定めます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8（図表1参照）の規定に基づく老人福祉計画であり、すべての高齢者を対象とした福祉事業全般に関する総合計画です。

計画の見直しにあたっては、国の定める策定指針を踏まえ、「長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画」との整合性を図るとともに、「南島原市総合計画」や島原地域広域市町村圏組合が策定する「第7期介護保険事業計画」、市の各種関連計画との整合性を図ります。

図表1 老人福祉法（昭和三十八年七月十一日法律第百三十三号）抜粋

第三章の二 老人福祉計画

（市町村老人福祉計画）

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

（略）

8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3. 計画の期間と進行管理

この計画は、平成 30 年度を初年度として平成 32 年度を目標年度とする 3 か年計画です。ただし、計画の実施状況の把握と進行管理については、毎年度点検・評価を行い、課題の分析を行います。

4. 計画の策定体制と住民参画

高齢者に対する保健福祉施策や介護サービスのあり方については、高齢者はもとより、高齢者全体からの抽出調査と高齢者の方が利用される事業所を中心とした調査の両面から行いました。詳細については、以下のとおりです。

(1) 高齢者に対する調査の実施

高齢者の日常の生活状況や健康状態等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

[調査対象者]

(市 民) 市内在住の 65 歳以上の方の中から無作為抽出

(事業所等) 市内にある事業所等（老人クラブなどを含む）の中から抽出

[調査期間]

(市 民) 平成 29 年 9 月 29 日～平成 29 年 10 月 23 日まで

(事業所等) 平成 29 年 10 月 18 日～平成 29 年 11 月 7 日まで

[回収結果]

	調査対象者数	回収数 (有効回収数)	回収率 (有効回収率)
市 民	2,100 人	1,118 人 (1,103 人)	53.2% (52.5%)
事業所等	延べ 35 事業所	32 事業所 (31 事業所)	91.4% (88.6%)

(2) 高齢者福祉計画策定委員会

計画策定において、高齢者をはじめとする住民各層の意見を反映させるため、高齢者福祉計画策定委員会に諮り、本計画の策定に取り組みました。

この会議には、保健・福祉の関係者のほか、学識経験者、高齢者代表等にも委員として参画いただき、様々な見地からの議論をいただきました。

第2章 高齢者を巡る南島原市の状況

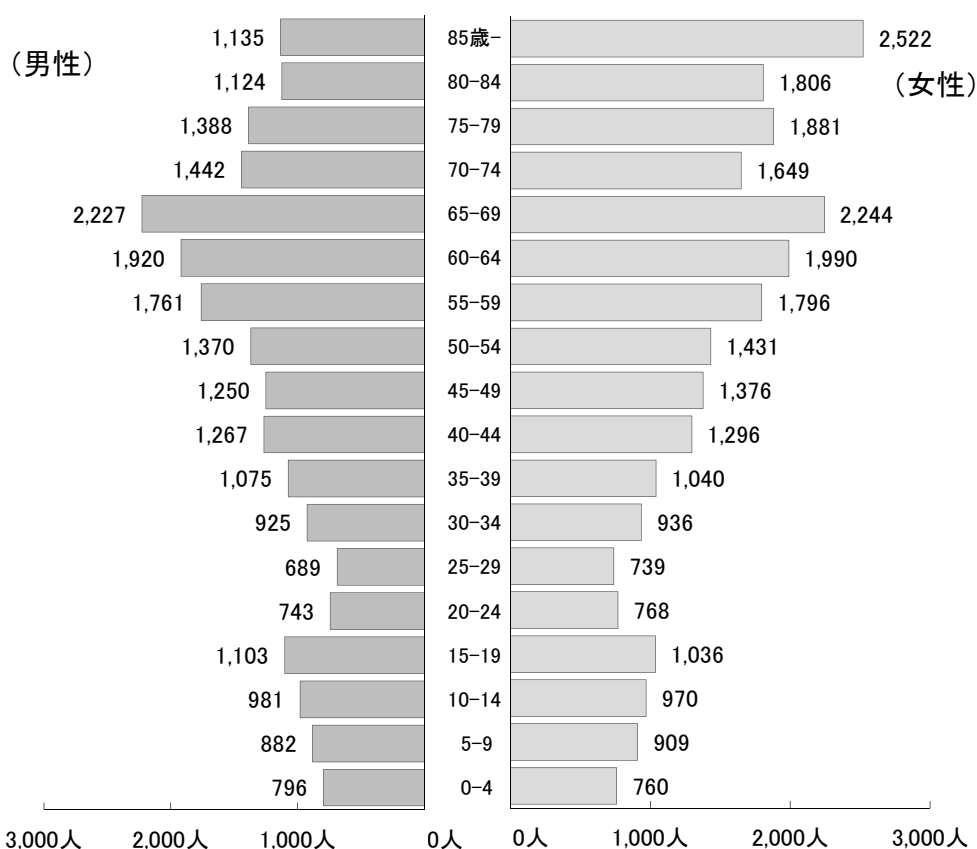
1. 本市の人口構成と高齢化の状況

平成29年8月末現在、本市の総人口は47,227人であり、うち、男性は22,078人、女性は25,149人となっています。そのうち、高齢者の人口は17,418人となっており、総人口に対する高齢者の割合（高齢化率）は36.9%となっています。高齢化率は男性（33.1%）よりも女性（40.2%）の方が高くなっています。

本市の総人口は減少傾向にあります。一方、65歳以上の人口は一貫して増加しており（図表3、図表4参照）、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は国、県の平均より高く推移しています（図表5参照）。

日常生活圏域別にみると、高齢化率が最も低い「深江町」（30.1%）と、最も高齢化率が高い「口之津町」（44.0%）では、13.9ポイントの差があることが分かります（図表6参照）。また、「北有馬町」は高齢者に占める後期高齢者の割合が61.6%となっており、高齢者の約6割が75歳以上となっています。

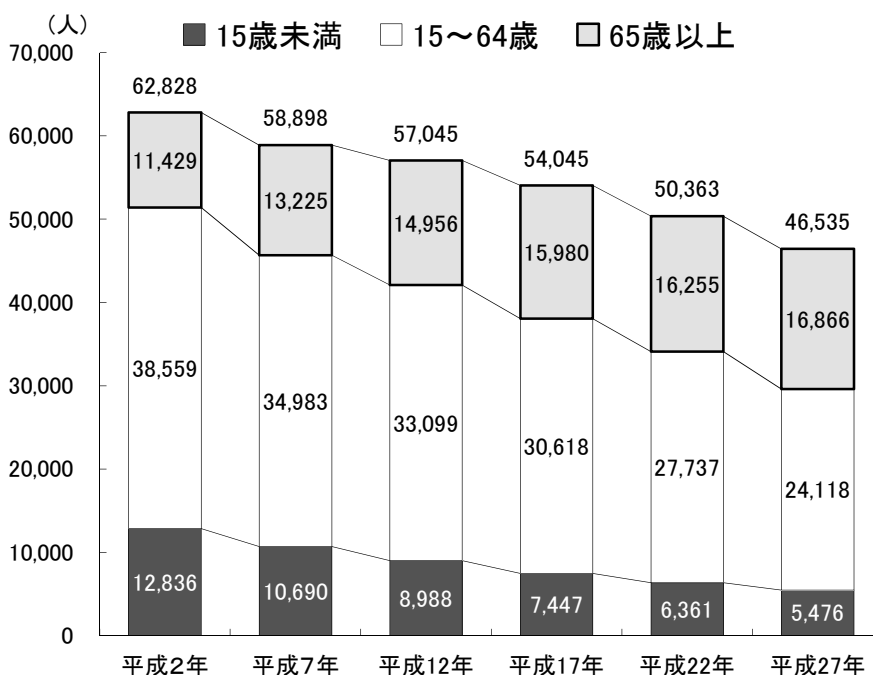
図表2 人口ピラミッド



平成29年8月末現在

資料：住民基本台帳

図表 3 年齢3区分人口の推移

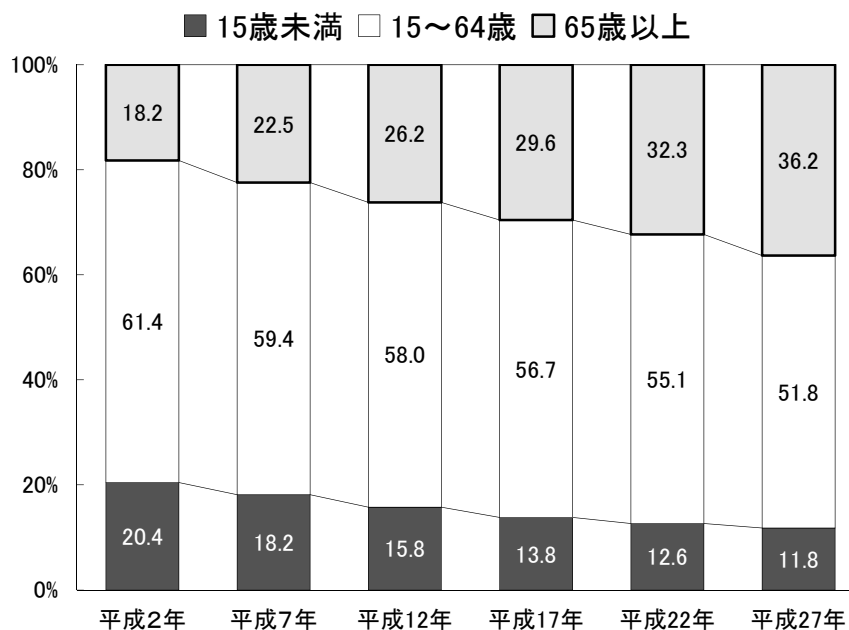


各年10月1日現在

資料：国勢調査

※ 年齢3区分人口には年齢不詳を含んでいないため、各区分人口の和と総人口は一致しないことがある。

図表 4 年齢3区分別構成比



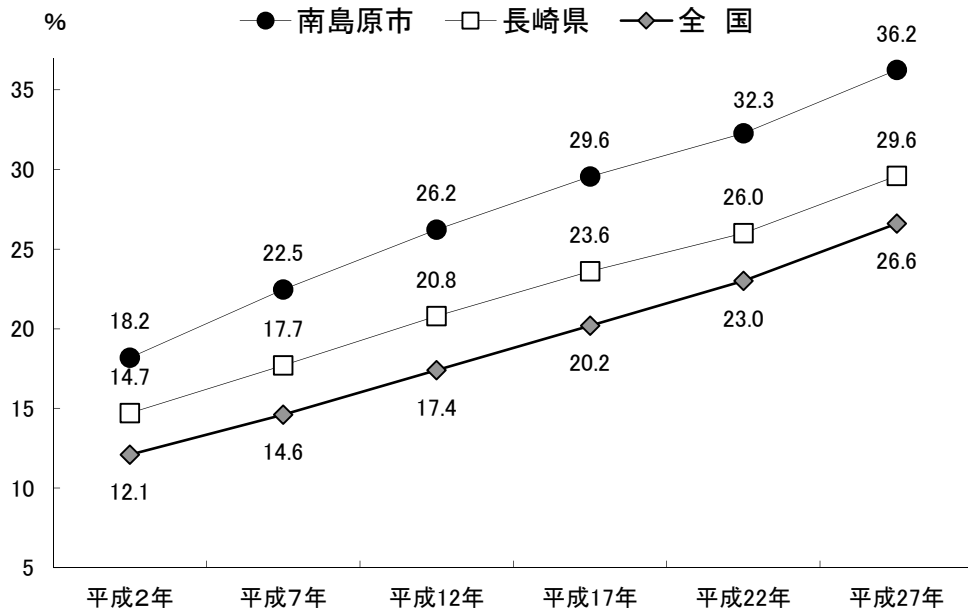
各年10月1日現在

資料：国勢調査

※ 年齢3区分人口には年齢不詳を含んでいないため、各区分人口の和と総人口は一致しないことがある。

※ 四捨五入のため、各項目の和が100.0%にならないことがある。

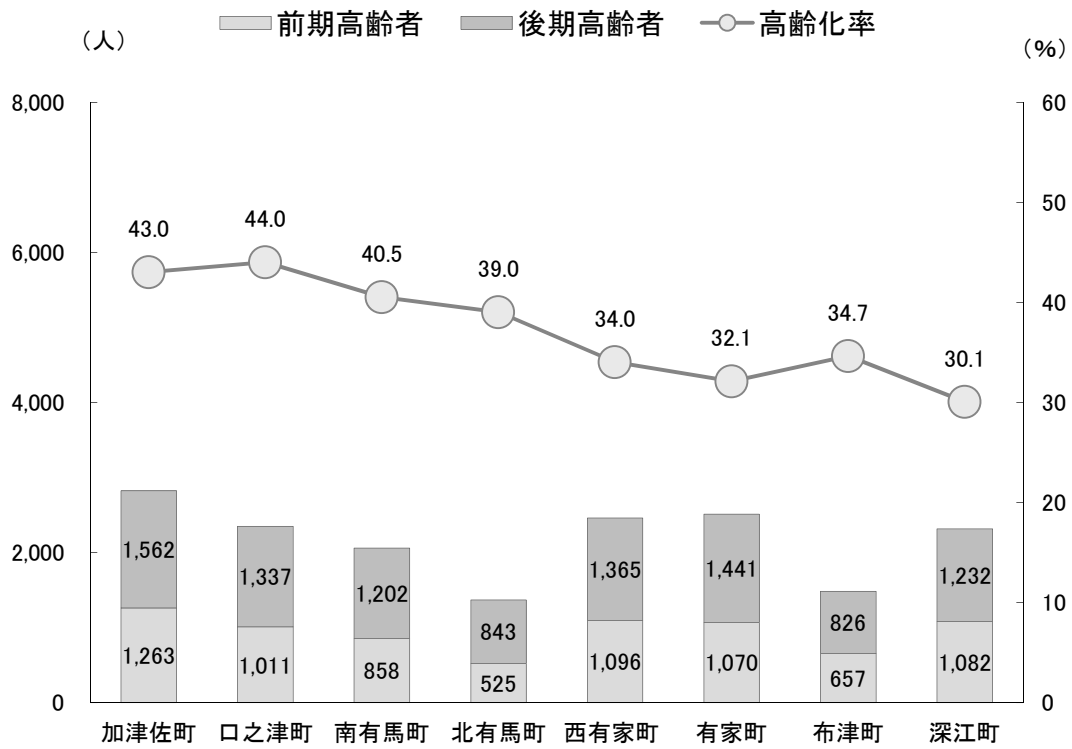
図表 5 高齢化率の推移



各年 10 月 1 日現在

資料：国勢調査

図表 6 日常生活圏域別高齢化率



平成 29 年 4 月 1 日現在

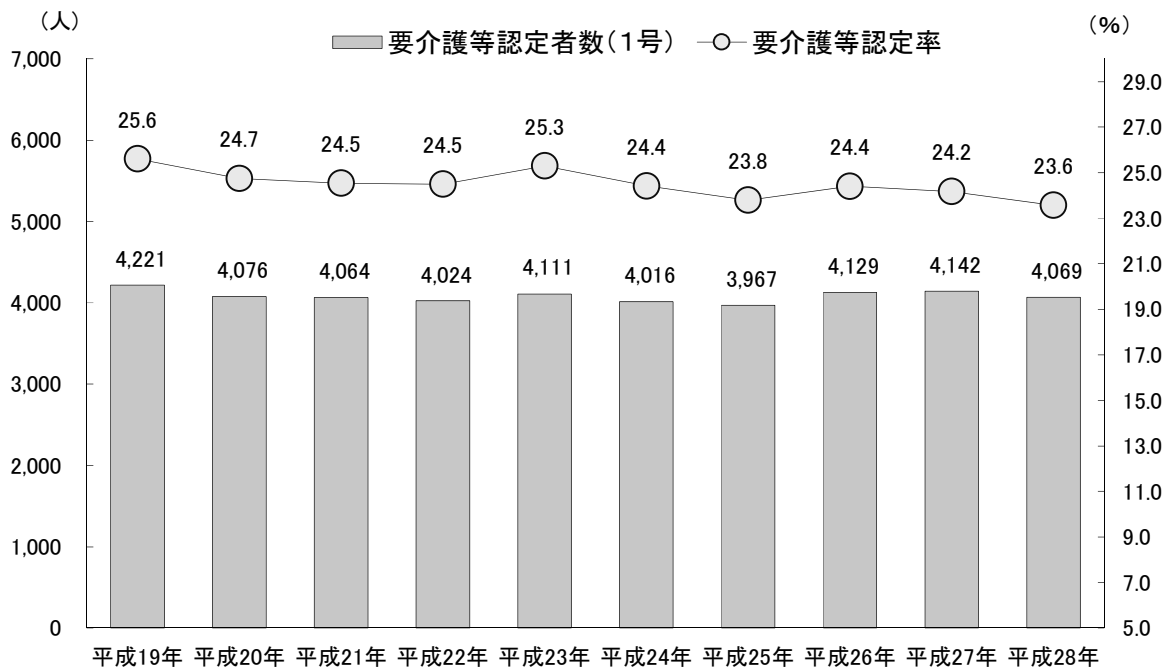
資料：南島原市

2. 要介護認定者の状況

要介護等認定者数は平成19年以降、概ね横ばい傾向にあります。要介護等認定率（高齢者人口に占める65歳以上の要介護等認定者数の割合）については、概ね減少傾向にあり、平成28年現在、23.6%となっています（図表7参照）。

要介護度別認定者数を見ると、軽度層である「要支援1」「要支援2」「要介護1」の割合が高く（平成28年は48.7%）、軽度層が認定者のほぼ半数を占めています（図表8参照）。

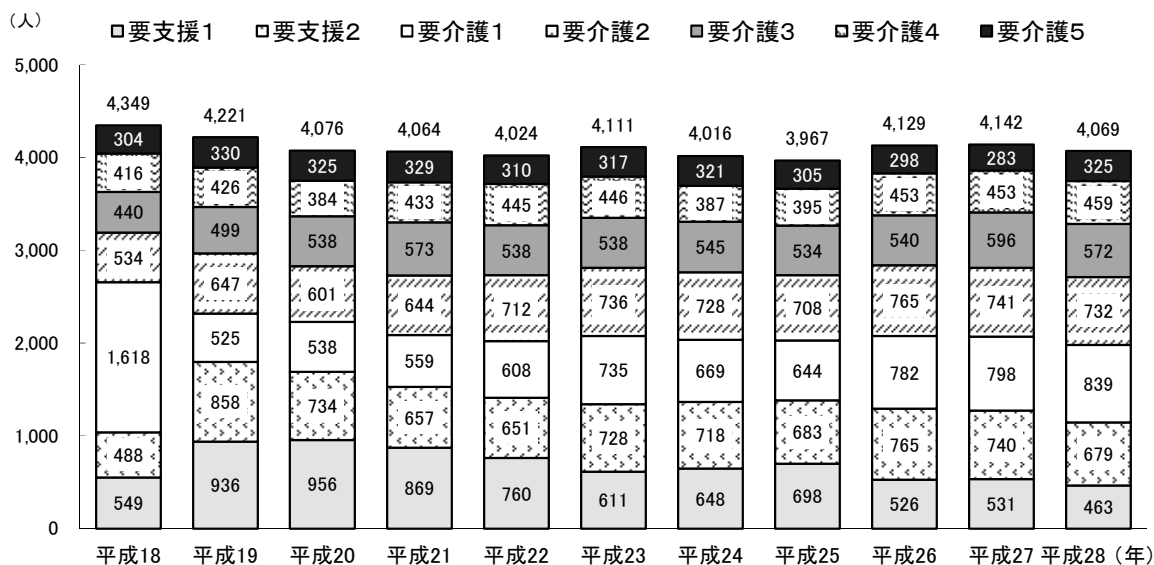
図表7 要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移



各年9月末現在

資料：介護保険事業報告

図表 8 要介護度別認定者数の推移



各年9月末現在

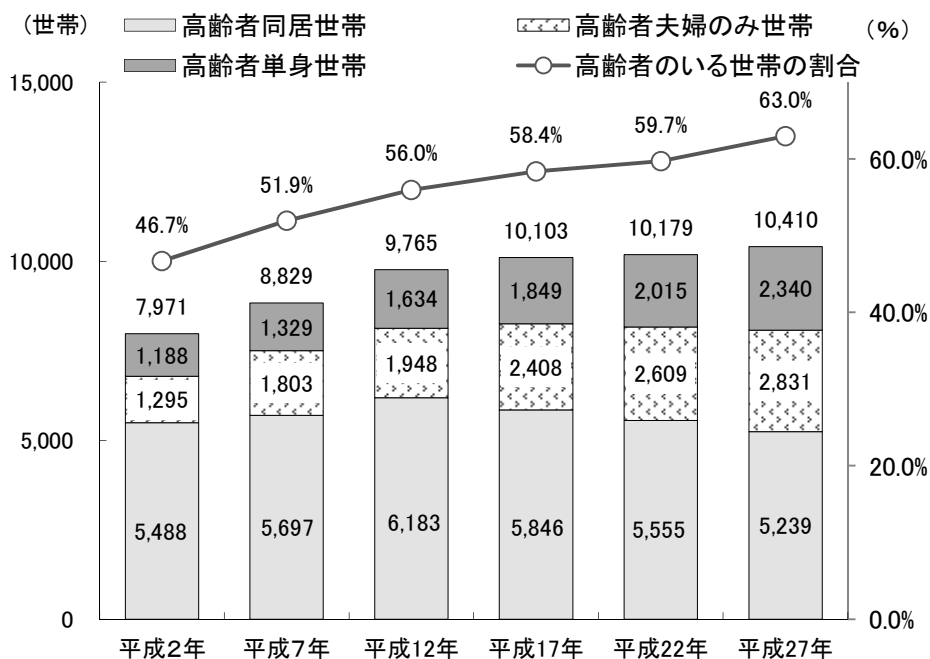
資料：介護保険事業報告

※平成18年の要介護1には経過的要介護を含む。

3. 高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯は増加しています。平成27年では、高齢者のいる世帯が10,410世帯となっていますが、本市における総世帯数16,530世帯のうち63.0%を占めています。特に高齢者単身世帯、高齢者夫婦のみ世帯の増加が著しく、平成27年では、高齢者のいる世帯のうち、半数(49.7%)は高齢者のみの世帯となっています。

図表 9 高齢者のいる世帯数の推移

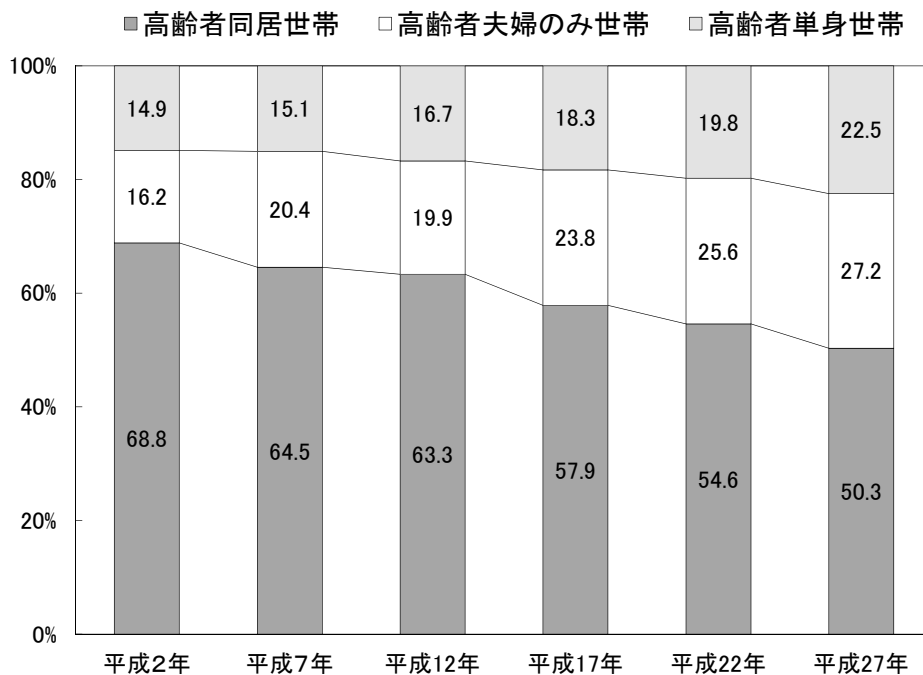


各年10月1日現在

資料：国勢調査

※各年グラフ上の数字は世帯3種の合計世帯数

図表 10 高齢者のいる世帯数の内訳推移



各年10月1日現在

資料：国勢調査

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念

高齢者が、住み慣れた地域で支え合いながら、
健康で安心して暮らせる共生のまちづくり

「南島原市高齢者福祉計画」（平成27年）では、基本方針が定められていたものの、基本理念については明確にうたわれていませんでした。本市の最上位計画である「後期 南島原市総合計画」では、基本理念である『南向きに生きよう！「みんなが主役“市民協働のまちづくり”』』を合言葉に、市民の皆様と行政が一体となって、まちづくりに取り組むことを掲げています。また、「第2期南島原市地域福祉計画 第2期南島原市地域福祉活動計画」では、「誰もが輝き、支え合いながら、安心して生活できる共生のまち」を基本理念とし、計画を推進しています。

本計画では、これらの計画の理念を引き継ぎ、「高齢者が、住み慣れた地域で支え合いながら、健康で安心して暮らせる共生のまちづくり」を基本理念として計画を推進していきます。

（1）高齢者の健康づくり

高齢者がいつまでも輝くためには、健康であることが大切です。健康とは、病気や障がいがないことではなく、肉体的、精神的、社会的に満たされた状態を言います。高齢者の健康づくりでは、介護予防等に努め、加齢とともに急速にリスクが高まる認知症に対する取組をおこなうと同時に、地域との交流や社会参加を通じた健康づくりも必要です。

（2）高齢者を支えるまちづくり

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040年の南島原市の高齢化率は46.5%になり、本市民のほぼ半数は65歳以上となることが予測されています。このような社会においては、高齢者は、ある場面では支えられる存在でありながら、ある局面では支え手として地域に関わることにより、社会とつながりを持ち続け、それが生きがいにもなるような仕組みづくりをし

ていくことが大切です。

(3) 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

各地で頻発する自然災害に直面し、本市の高齢者も不安感を募らせています。また、高齢者を狙った犯罪も近年増加傾向にあり、地域における「安心」が脅かされています。住み慣れた地域で高齢者がいつまでも安心して暮らしていくために、高齢者を地域ぐるみで災害や犯罪から守っていく必要があります。

(4) 高齢者とともに生きるまちづくり

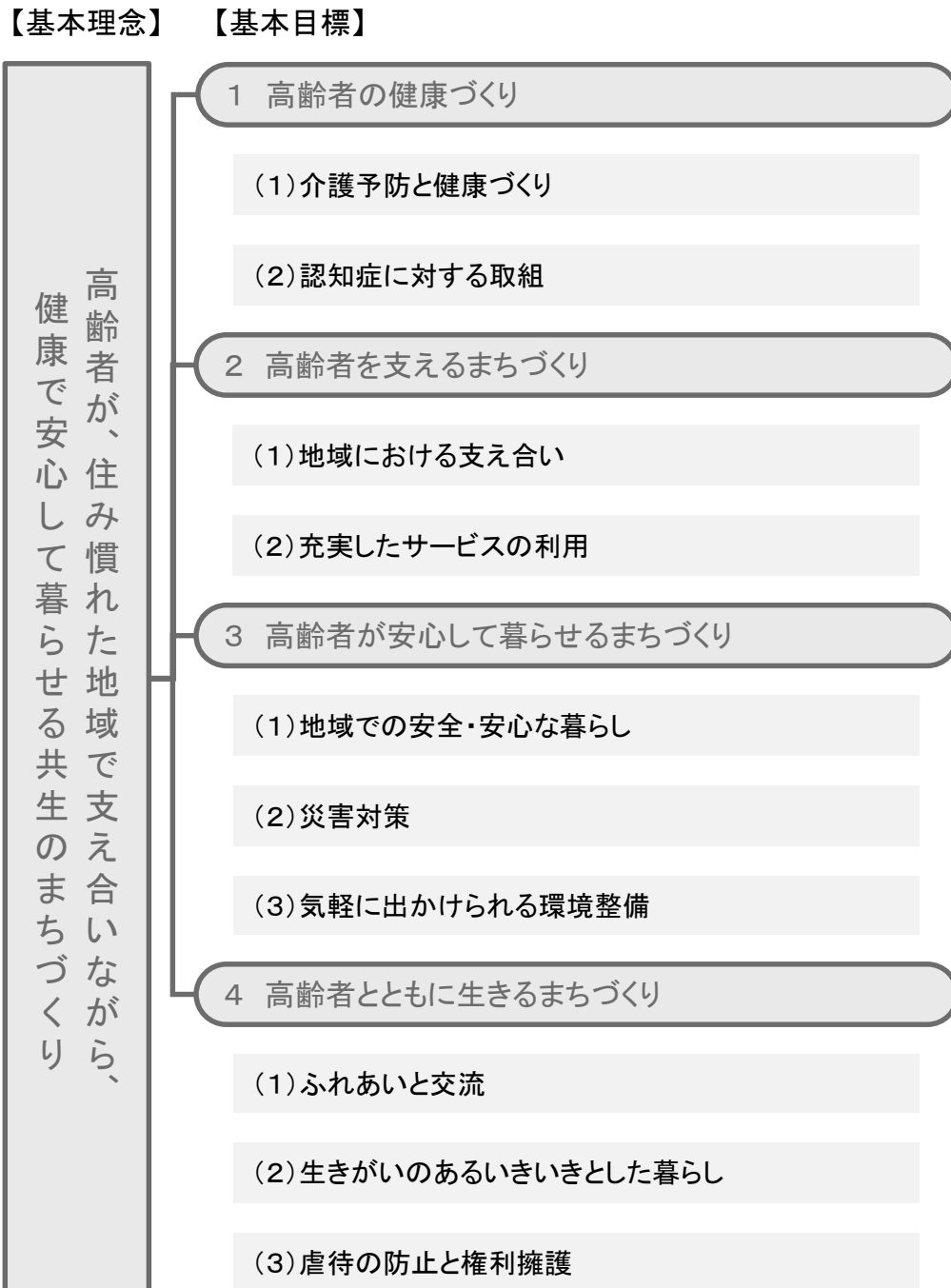
「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった人が、積極的に参加・貢献していくことができるような社会のことです。高齢者の孤立死や引きこもりなどが社会問題となる中、高齢者が地域と関わりを持ち続けながら生きがいを持って暮らせるような社会を構築していく必要があります。

2. 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、本計画では、下記の基本目標を掲げます。

- 1 高齢者の健康づくり
- 2 高齢者を支えるまちづくり
- 3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり
- 4 高齢者とともに生きるまちづくり

3. 計画の体系



第4章 高齢者保健福祉施策の展開

1. 高齢者の健康づくり

(1) 介護予防と健康づくり

【現状と課題】

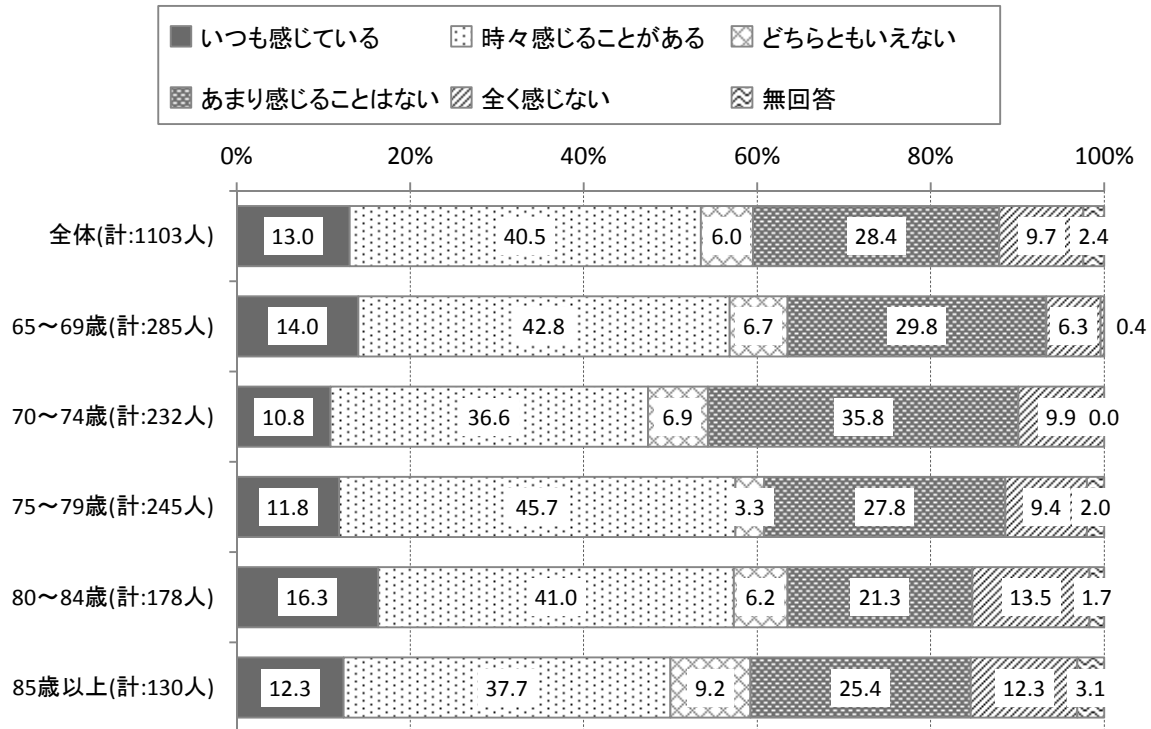
多くの高齢者は自分の健康に大きな関心をもっています。高齢者が元気に暮らせるためには心身ともに健康である必要があり、普段からの食生活の改善や運動の習慣化、こころの健康づくりがその第一歩となります。本市においても、市民の健康づくりや生活習慣病予防を今後も推進していく必要があります。

南島原市高齢者に関する実態調査によれば、毎日の生活で、不安や心配を感じているかとたずねたところ、「いつも感じている」または「時々感じる」と回答した人の割合は53.5%と、半数を超えています（図表11参照）。不安や心配の内訳は「健康」との回答が圧倒的に多いことから、高齢者の健康づくりは高齢者の不安感を取り除くためにも避けては通れません。

高齢者のうつ病は、健康に限らず、将来に対する経済的な不安や、身近な人の死、退職や子供が自立した後に生きがいが見出せないなど、様々な要因が複雑に影響していることが考えられます。また、核家族化の進行や地域社会で人とのつながりの希薄化によって、高齢者が孤立しがちとなっていることも遠因とされています。さらには、うつ病は自殺との関係も示唆されており、近年全国的に中高年の自殺死亡率が高くなっている中、心の健康づくりの枠組みだけにとどまらず、地域での見守り等、様々な分野にわたる横断的な取組が必要であると考えられます。

高齢者が要支援・要介護の状態にならないために、「介護予防」を推進する必要があります。そのためには、要支援・要介護になるリスクを有する高齢者を早期発見するとともに、運動機能や口腔機能の向上、あるいは栄養改善など、高齢者の一人ひとりの状況に応じた対応によって、介護予防の必要な方が自ら意欲を持ち、生活の一部として無理なく介護予防に取り組んでいただくことが重要です。

図表 11 毎日の生活で、不安や心配を感じているか



資料：南島原市高齢者に関する実態調査

※ 年齢不詳者がいるため、各区分人口の和と総人口は一致しないことがある。

【施策の方向】

施策項目	取組内容
介護予防の推進	高齢者がいつまでも心身共に自立し、活動的に暮らすことができるよう、高齢者が自ら取り組む介護予防活動の支援や自主グループの育成を図るとともに、健康相談等を通じた介護予防に関する知識の普及啓発に努めます。
健康相談の充実	高血圧、糖尿病や脂質異常症、慢性腎臓病等、生活習慣病の改善や咀嚼・嚥下等の口腔機能の向上を図るための訪問及び健康相談・教室の充実を図ります。
各種検診の充実	疾病の早期発見、早期治療及び医療費適正化を目的に、特定健診、後期高齢者健診、各種がん検診、歯周疾患検診等の周知に努めるとともに、受診率向上を図ります。また、各種検診後は、結果に基づき、生活改善の指導や要精密者に対する受診勧奨等に努めます。

施策項目	取組内容
バランスのとれた食生活の推進	「南島原市こころと体、口腔の健康づくり、食育推進計画」に沿って、生活習慣病予防やバランスのとれた食生活、「低栄養の予防」を推進するため、食生活改善推進員（ヘルスマイト）や関係機関との連携、住民への情報提供を行います。
心の健康づくりの推進	心の病やアルコール依存症、認知症などについての啓発活動や自殺予防対策等、心の健康づくりについての関心を高め、身近で気軽に相談できる体制整備を図ります。また、心の病にかかっても、地域で安心して暮らすことができるよう、専門職による相談支援活動や体制整備を関係機関と連携を図りながら実施します。
フレイル（高齢者の虚弱）予防の普及・啓発	要介護状態の大きな原因である運動器障害を予防するために、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）を含めたフレイル（高齢者の虚弱）予防の普及・啓発に取り組めます。
介護予防事業の充実	可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために、介護予防事業においてもリハビリテーションの視点に立った事業の推進を行います。
うつ病の早期発見	高齢になると、高血圧症や糖尿病、関節痛などの慢性的疾患をかかえることが多くなり、こうした継続的な身体的苦痛が、うつ病の引き金となりうる危険性を持っていることから、「うつのおそれ」のある方の早期発見に努めるとともに、必要な相談・指導を行います。
自立支援・重度化防止に向けた取組の推進	市民や事業者等に自立支援・介護予防に関する啓発をするとともに、介護予防に関する通いの場の充実、他職種連携による取組の推進を島原地域広域市町村圏組合と連携して進めます。

【高齢者福祉サービスの目標】

○ 在宅福祉サービス（生活支援事業）

一時的に住む家が無い等社会的支援が必要な方に、老人ホーム等での短期間の宿泊を通して日常生活に対する指導・支援を行なうとともに、体調調整を図ります。

図表 12 生活管理指導短期宿泊事業（利用者数）

実 績			目 標（見込量）		
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
4	1	3	3	4	5

（２）認知症に対する取組

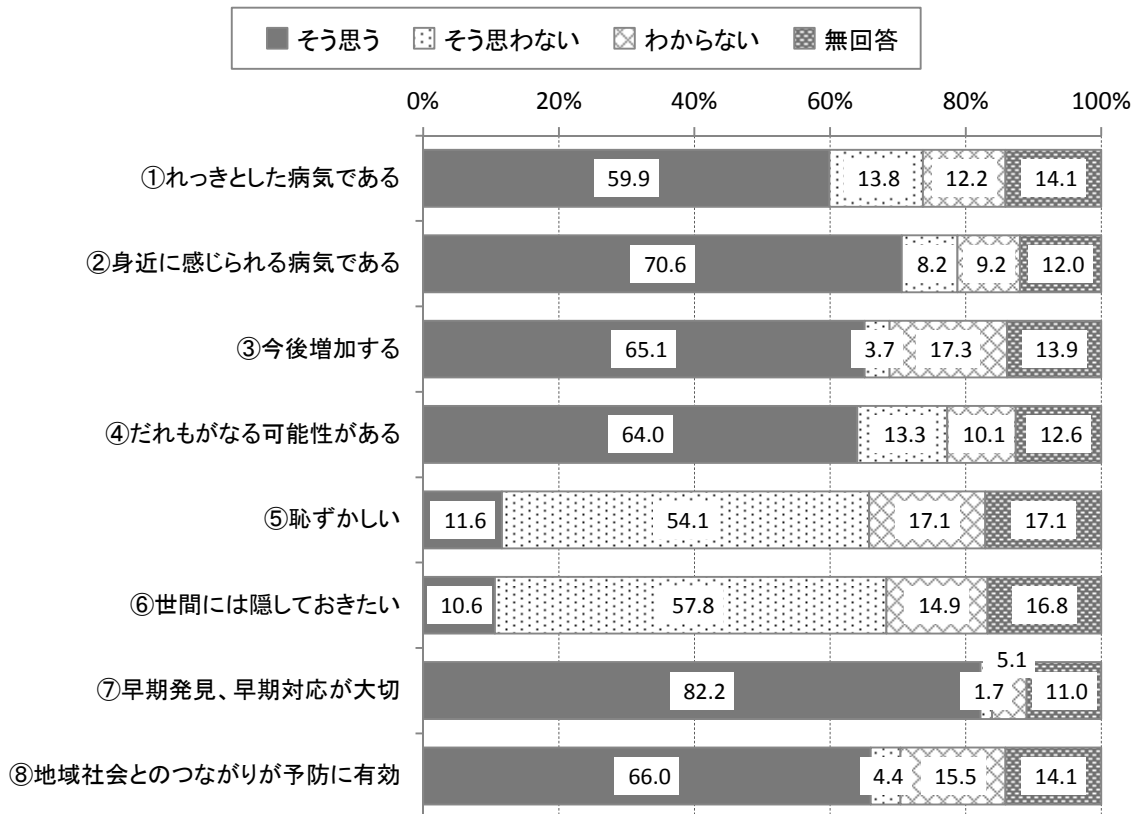
【現状と課題】

要支援・要介護状態になるリスクの多くは、年齢が高まるに従って高くなる傾向にあります。特に認知症は、加齢によって著しく有病率が高まることが知られており、一般に、5歳年齢が上がるにつれ有病率が約2倍になるとも言われています。

南島原市高齢者に関する実態調査で、「認知症」に対してどのようなイメージを持っているかとたずねたところ、「早期発見、早期対応が大切」（82.2%）、「身近に感じられる病気である」（70.6%）と回答した人の割合が比較的高くなっているものの、「恥ずかしい」（11.6%）、「世間には隠しておきたい」（10.6%）との回答も少なからずあり、一層の啓発を進めていく必要があることが分かります（図表 13 参照）。

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活をおくり、家族も安心して日常生活を営むことができるようにするためには、市民全てが認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていくことが必要です。とりわけ、認知症高齢者を介護する家族の多くは、他の人になかなか介護の大変さを理解してもらえない、同じ家族でさえもなかなか理解してもらえないといった悩みを抱えていることから、家族だけで問題を抱え込んでしまうことのないよう、気軽に相談できる体制を整備するとともに、介護者の精神的ストレスの軽減を図る取組が必要です。

図表 13 「認知症」に対してどのようなイメージを持っているか



資料：南島原市高齢者に関する実態調査

※ 四捨五入のため、各項目の和が 100.0%にならないことがある。

【施策の方向】

施策項目	取組内容
認知症高齢者やその家族に対する情報提供	認知症高齢者の尊厳が守られ、在宅生活を継続することができる社会となるように医療機関や利用可能な社会資源、相談窓口等の情報提供を積極的に行います。 また、島原地域広域市町村圏組合による認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームの設置について住民への普及啓発を行います。
認知症に対する理解の促進と認知症サポーターの養成	地域全体で認知症高齢者を支え、見守ることができるように、認知症に対する対応（介護）の方法等を学ぶための講習会を、市民を対象に実施し、認知症の理解の促進と認知症サポーターの養成に努めます。

施策項目	取組内容
認知症高齢者やその家族に対する相談窓口の充実	家族だけで問題を抱え込まないで、本人と家族の状態にあった適切なサービスが受けられるように、関係機関と連携した相談窓口の充実や認知症カフェ（オレンジカフェ）の情報提供を行います。
認知症予防対策の推進	早期の予防として、高血圧、糖尿病等の生活習慣予防対策に重点を置くことで、若年期における認知症の予防を強化し、教育や相談を推進します。
認知症高齢者に対するサービス提供体制の整備	認知症高齢者の個々の身体、精神、生活環境状態の実態を早期に把握、重度化を防ぐために認知症ケアパスを活用し、適正な介護サービスの提供について検討するとともに、地域の支援を含めた総合支援体制を確立します。
認知症高齢者の権利擁護の推進	認知症高齢者の権利擁護を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知に努め、利用の促進を図ります。また、成年後見の担い手として市民後見人の育成を支援します。

2. 高齢者を支えるまちづくり

(1) 地域における支え合い

【現状と課題】

少子高齢化、核家族化に加え、生活様式の変化、価値観の多様化などによって、地域のつながりはどんどん希薄になっていると言われていています。一方で、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、高齢者やその家族を地域ぐるみで温かく見守り、人間的なふれあいを深める中で支援する互助と連帯の精神に支えられた地域社会を築くことが重要です。

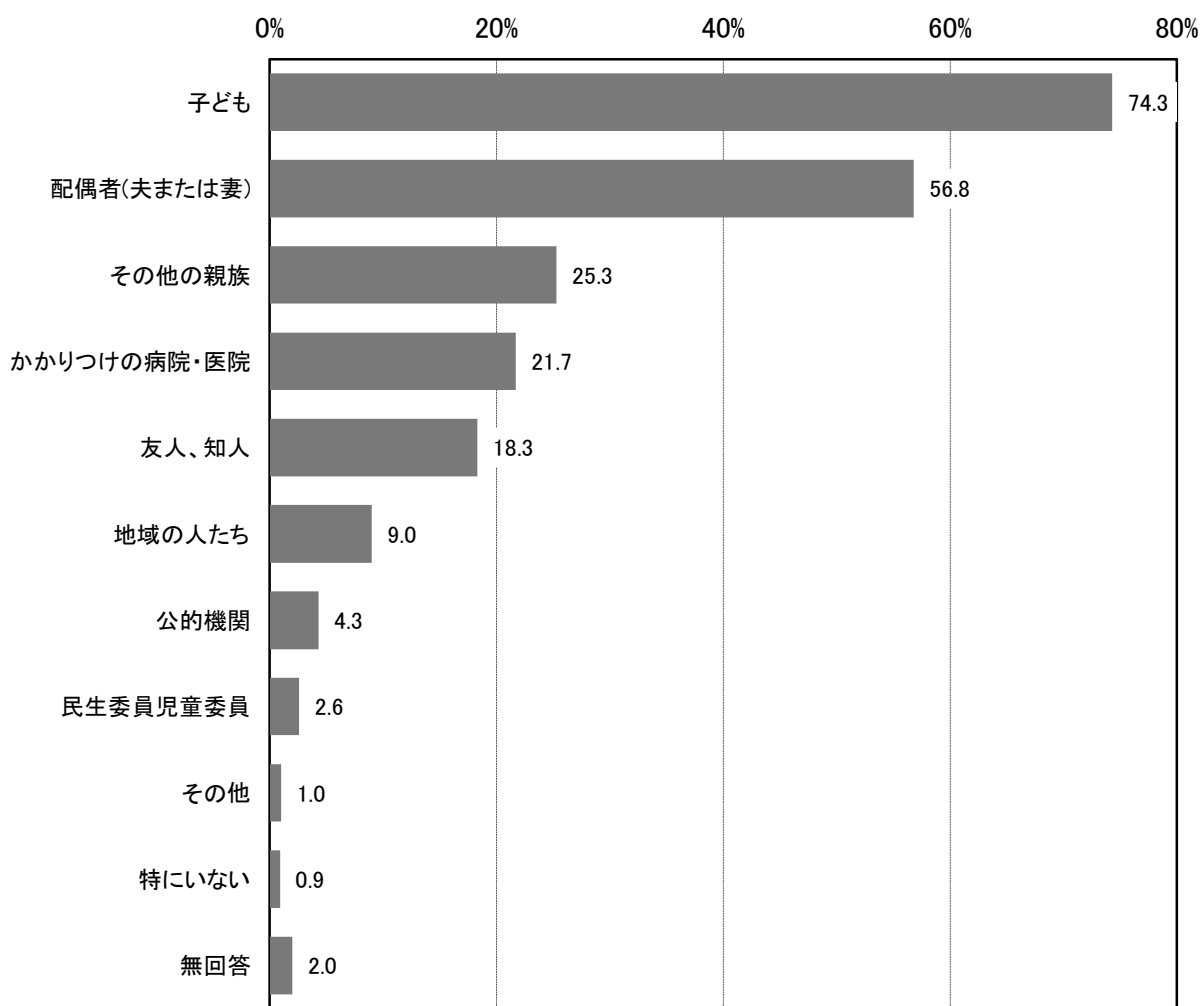
南島原市高齢者に関する実態調査によると、いざというとき相談できる相手として挙げられているのは「子ども」（74.3%）、「配偶者（夫または妻）」（56.8%）、「その他の親族」（25.3%）など、家族、親族がほとんどとなっています（図表 14 参照）。家族が高齢化していくなかで、死別等で突然、身近に頼れる人がいなくなってしまうと、地域で孤立してしまいかねません。普段から地域の人と交流し、つながりを保つことで、いざというときに相談し合うことが可能となります。

地域には、隣近所の人だけではなく、南島原市社会福祉協議会をはじめと

する社会福祉法人が実施するサービス、NPO法人やその他の主体によるサービスなどもあり、行政が提供する公的なサービスを補完しています。

行政による啓発活動、各種団体・組織をネットワーク化していくための支援、情報提供などの支援ももちろん必要ですが、市民が主体となった地域福祉の推進も必要です。地域組織や各種ボランティア、住民一人ひとりを中心とした住民主体の活動を発展させていく必要があります。

図表 14 いざというとき相談できる相手



計:1,103人

資料：南島原市高齢者に関する実態調査

【施策の方向】

施策項目	取組内容
南島原市地域包括支援センターの周知と連携	高齢者やその家族等からの相談に対応する窓口として地域包括支援センターの周知に努めるとともに、福祉課との連携を図り、相談者に対応します。
第2期南島原市地域福祉計画 第2期南島原市地域福祉活動計画との連携	市民が主体となった地域福祉を推進するために、「第2期南島原市地域福祉計画 第2期南島原市地域福祉活動計画」と連携し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう取り組んでいきます。

(2) 充実したサービスの利用

【現状と課題】

高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、本人や家族の希望や状況に応じて、身近な地域で適切な介護サービスが受けられる地域密着型サービスの充実を図る必要があります。

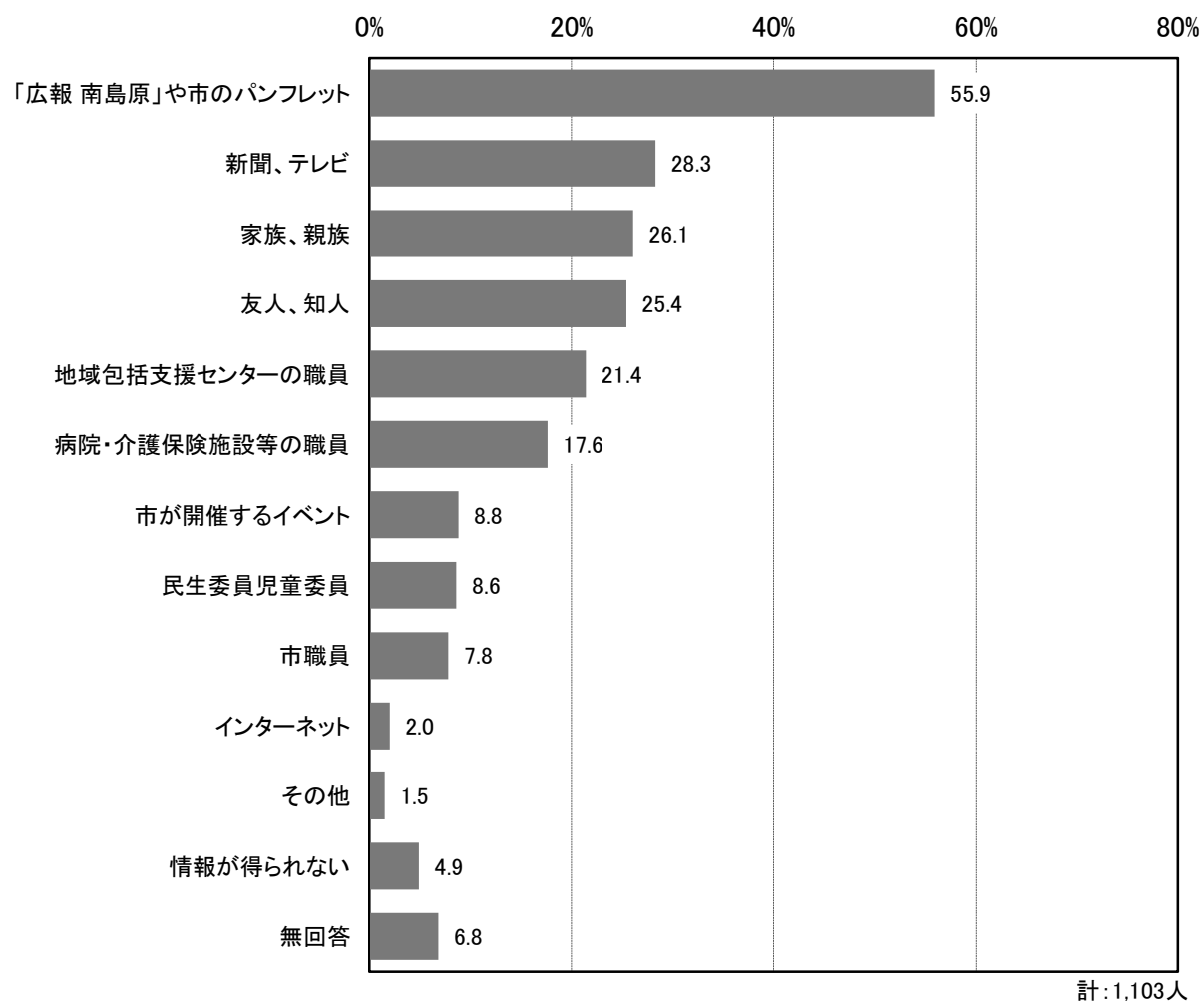
医療ニーズの高まりや、認知症高齢者、高齢者のみの世帯の増加等に伴い、介護ニーズの高度化、多様化に対応できる介護人材の質的向上が課題となっていますが、介護従事者は全国的に離職率が高い傾向にあります。平成37年には全国で約38万人の介護人材が不足するとも言われており、介護人材の確保は喫緊の課題となっています。事業者に対するヒアリング結果からも、介護保険制度について、今後どのようなことが検討されると良いと思うかについて、専門的人材の育成・確保が2番目に挙げられていることから、人材に対する育成・確保に対する関心の高さがうかがえます（図表17参照）。

また、高齢者福祉サービスを充実しても、そのサービスの存在が、そのサービスを必要とする高齢者に知られないと意味がありません。南島原市高齢者に関する実態調査によると、高齢者の多くは「広報南島原」や市のパンフレットから高齢者福祉サービスに関する情報を得ていることが分かりますが、その他にも様々な媒体や人からも情報収集されていることが分かります（図表15参照）。事業者に対するヒアリング結果からも、介護保険制度を円滑に運営していくために最も大切なこととして「介護保険制度についての市民へ

の周知」が挙げられています（図表 16 参照）。高齢者の立場に立って、あらゆる方法で、より簡単に、必要な情報が迅速に伝わるよう、配慮していく必要があります。

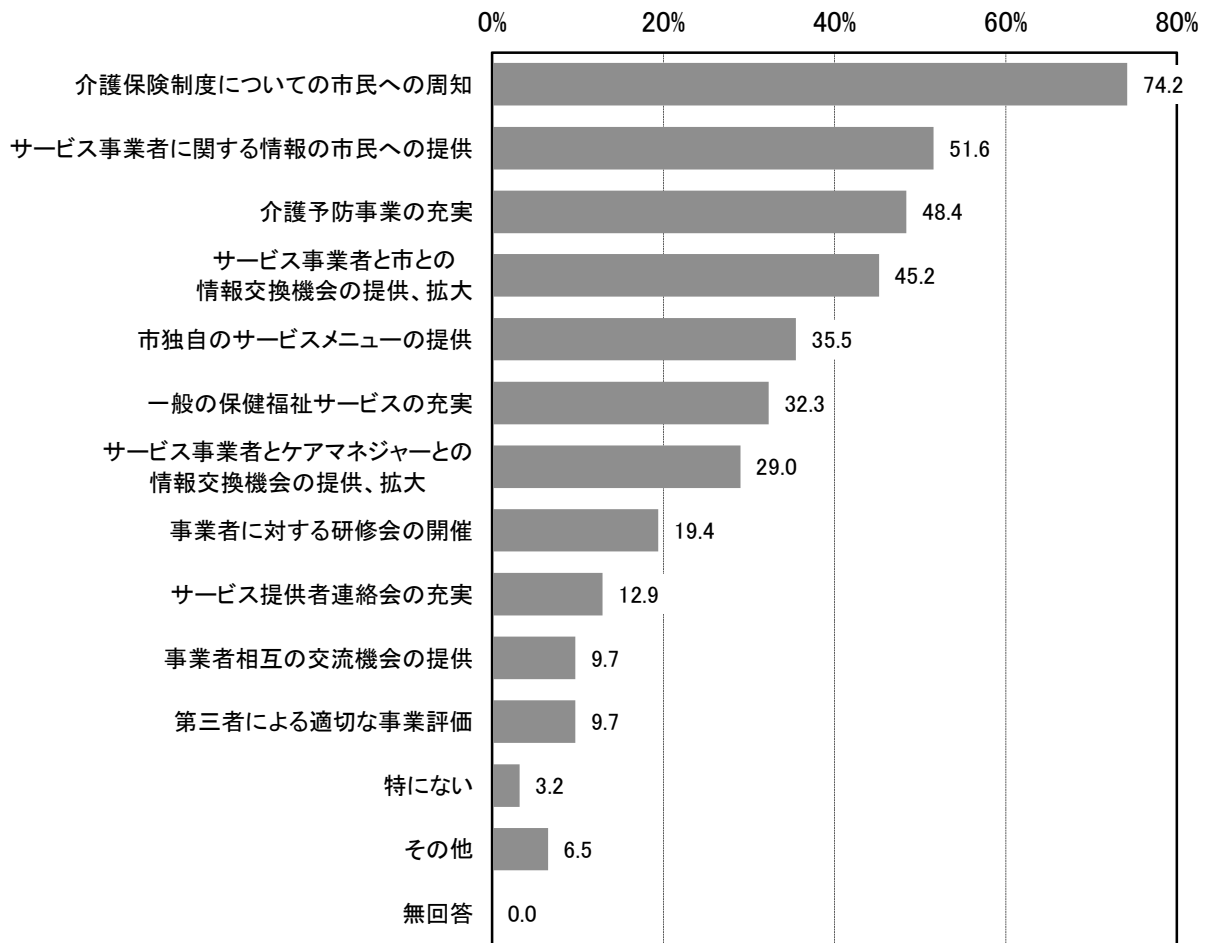
また、事業者に対するチェック体制の充実や事業者による情報公開の推進を図るとともに、家族介護者の高齢化が進んでいることから、介護者の負担を軽減するための支援についても充実を図ります。

図表 15 高齢者福祉に関するサービスの情報を何から入手しているか



資料：南島原市高齢者に関する実態調査

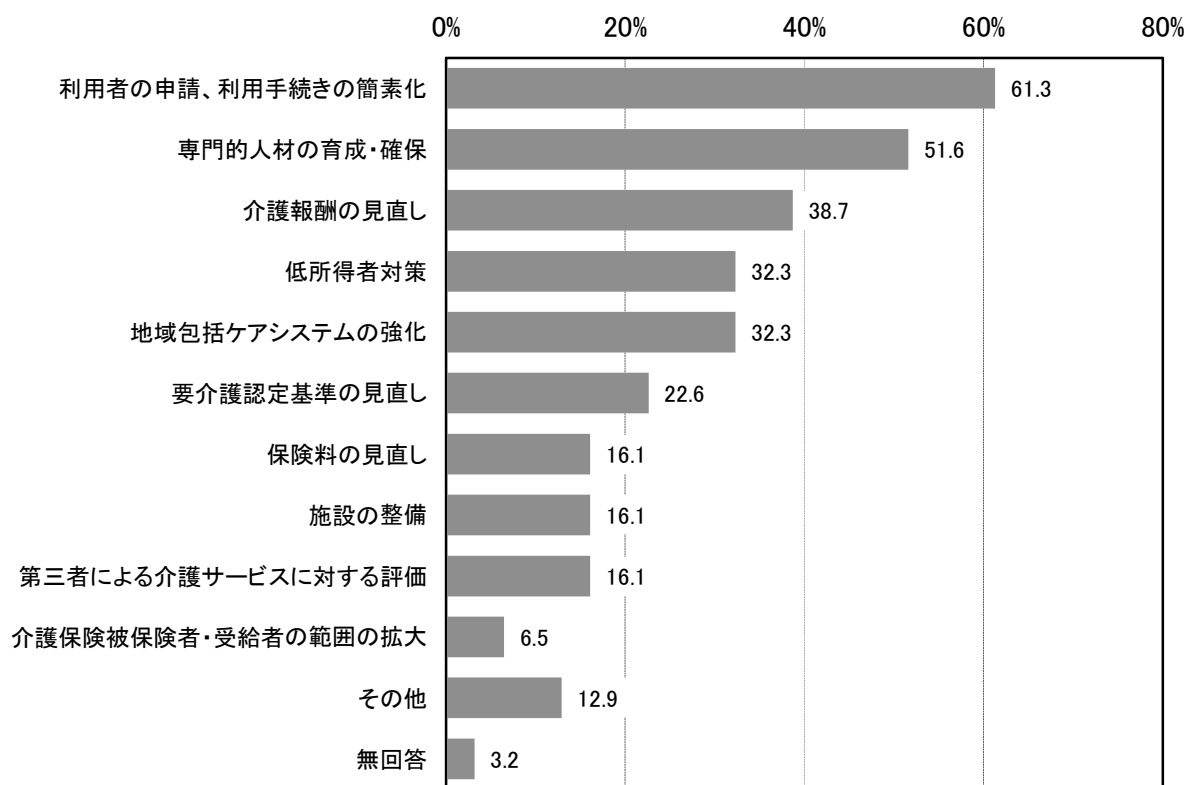
図表 16 介護保険制度を円滑に運営していくために必要なこと



計:31事業所

資料: 南島原市高齢者に関する実態調査 (事業者)

図表 17 介護保険制度について、今後どのようなことが検討されると良いと思うか



計:31事業所

資料：南島原市高齢者に関する実態調査（事業者）

【施策の方向】

施策項目	取組内容
在宅医療・介護連携の推進	地域の医療・介護関係者等が参画する会議等を開催し在宅医療・介護が一体的に提供できるよう、多職種の連携を図ります。
生活支援のための各種補助事業の充実	介護の必要な高齢者やその家族に向けた各種サービスの実施により、在宅高齢者の生活支援を図ります。
福祉制度のPR	福祉制度に関する情報の周知を図るため、広報・ホームページの活用や冊子の配布による福祉制度の周知を図ります。

施策項目	取組内容
総合的な保健福祉相談・情報の提供	<p>市民が自らの選択で適切なサービスを受けることができるよう、サービスの内容や利用要件、サービス提供事業所等に関する情報の普及、啓発に努めます。</p> <p>また、島原地域広域市町村圏組合と連携し、総合的な相談窓口として、地域包括支援センターのさらなる周知を図ります。</p>
家族介護者等への支援	<p>介護者を介護から一時的に解放することで介護者の心身をリフレッシュさせる事業や介護者相互の交流等の事業を推進します。</p>
介護人材の確保及び資質の向上	<p>介護現場の労働環境や処遇の改善に向け国や県と連携し、介護分野で働くことが魅力的に感じられるよう取り組みます。多様な人材の確保や育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を推進するとともに、島原地域広域市町村圏組合と連携し、介護報酬の処遇改善加算を積極的に活用するよう介護事業所に対して働きかけます。</p>

【高齢者福祉サービスの目標】

○ 在宅福祉サービス（家族介護支援事業）

在宅要介護高齢者の福祉・衛生の向上と介護者の負担軽減のため、紙おむつ購入費の一部を助成します。

図表 18 介護用品の支給（利用者数）

実 績			目 標（見込量）		
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
18	13	18	20	22	24

【入所施設等の目標】

○ 養護老人ホーム

環境上の理由や経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者を、市の措置により入所させて養護するとともに、自立した生活を営み、社会活動に参加するために必要な指導や訓練等を行います。

図表 19 養護老人ホーム

実 績			目 標（見込量）		
平成 29 年 4 月			平成 32 年度		
施設数（か所）	定員数（人）	入所者数（人）	施設数（か所）	定員数（人）	入所者数（人）
2	110	75	2	110	85

○ 生活支援ハウス

高齢者のひとり暮らし、夫婦のみの世帯に属する方で、家族による援助を受けることが困難で高齢などのため独立して生活することに不安のある方が、安心して生活できるよう、介護支援機能、居住機能、交流機能を総合的に提供します。

図表 20 生活支援ハウス

実 績			目 標（見込量）		
平成 29 年 4 月			平成 32 年度		
施設数（か所）	定員数（人）	入所者数（人）	施設数（か所）	定員数（人）	入所者数（人）
2	18	18	2	18	18

3. 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

(1) 地域での安全・安心な暮らし

【現状と課題】

近年、高齢者を狙った犯罪が増加しており、地域全体で防犯対策の充実を図ることが大切です。

市民が抱える様々な悩みや不安を的確に把握するとともに、問題解決に向けた相談体制の充実が求められています。

【施策の方向】

施策項目	取組内容
消費生活の安全確保	高齢者を狙った悪質商法（住宅リフォーム等の点検商法、集会などで実施される催眠商法、身に覚えのない利用料などの架空・不当請求）について、啓発用リーフレットの作成・配布などを通じ、被害の未然防止のための啓発活動を一層推進します。
悪質商法等の相談窓口の周知	悪質商法等の相談窓口の周知を図るとともに、自治会や民生委員・児童委員等との連携を図り、高齢者の犯罪被害、消費者トラブルの防止などに取組みます。
消費者トラブル及び被害等の情報収集・情報提供	関係機関と連携を図りながら、消費者トラブル及び被害等の情報を収集し、市民への情報の提供を行います。
出前講座等の開催促進	関係機関と連携し、自治会や老人クラブなどを対象に、悪質商法をテーマとした出前講座等の開催を案内し、悪質商法の手口や対処法の周知を図ります。
高齢者向け住宅の整備等	高齢者が安心して賃貸住宅を確保できるように、高齢者居住確保法に基づき、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を推進します。また、「住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）に基づき、建替えを行う市営住宅については、高齢化対応設計を行い、既存の市営住宅についてもバリアフリー化を推進するとともに、高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に向けた取組を行います。

(2) 災害対策

【現状と課題】

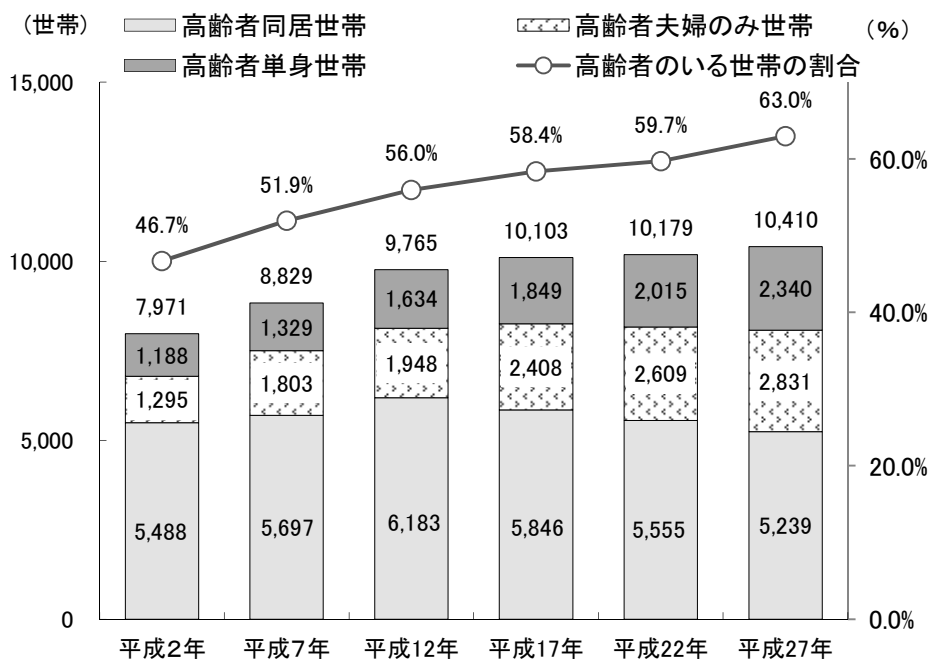
平成 28 年 4 月に発生した熊本地震は、熊本県と大分県を中心に大きな被害をもたらしました。あらゆる災害が、いつ、どこでも起こりうるのだという認識に立ち、対策を怠らないことが求められます。

平成 27 年度では、全世帯のうち、63.0%が高齢者のいる世帯となっており、そのうち、22.5%は高齢者が一人暮らしをしています（図表 21、図表 22 参照）。さらに、南島原市高齢者に関する実態調査によると、家族と同居している高齢者であっても、日中、一人になることが「ほぼ毎日」「週に 2～3 日程度」と回答した高齢者の割合は 27.5%存在しています（図表 23 参照）。これらのことを考慮すれば、災害が発生する時間帯によっては、高齢者が一人にいる時に避難を強いられる世帯が本市には非常に多く存在しているということが分かります。

災害が発生した場合に備え、避難場所を確認したり、もしもの時に連絡を取り合えるよう、準備しておいたり、災害時の被害を最小限に抑える努力を怠らないことが大切です。

行政としても、様々な媒体を活用して、適切な情報を確実に届ける取組をしていく必要があります。自主防災組織の設立や情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、市民一人ひとりの災害に対する意識や知識の向上、関係機関と地域住民との連携による高齢者への緊急時の対応、救援体制づくりについて、南島原市地域防災計画との整合の下に、充実を図る必要があります。

図表 21 高齢者のいる世帯数の推移（再掲）

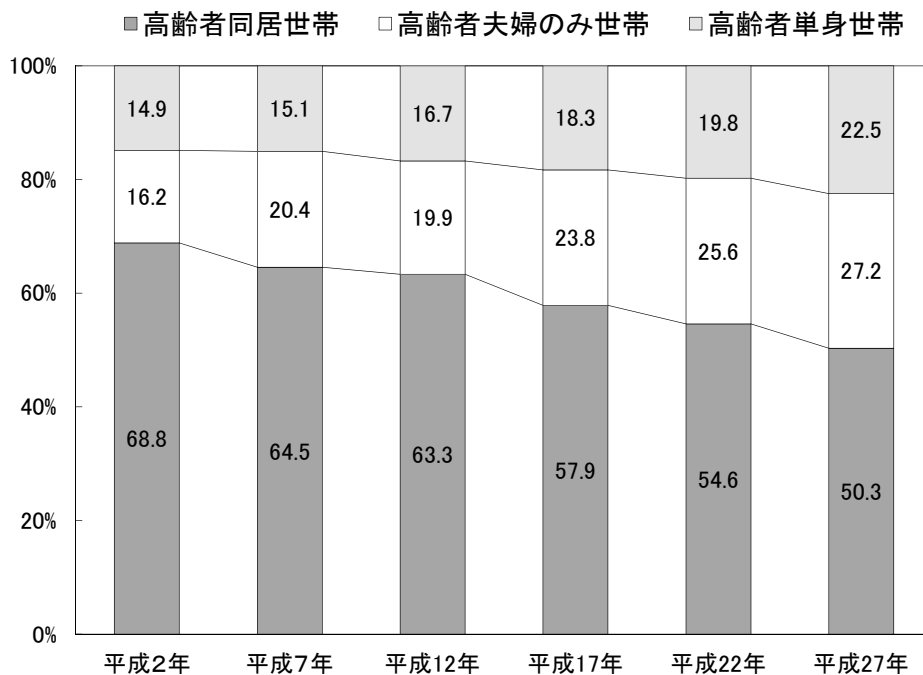


各年 10 月 1 日現在

資料：国勢調査

※各年グラフ上の数字は世帯 3 種の合計世帯数

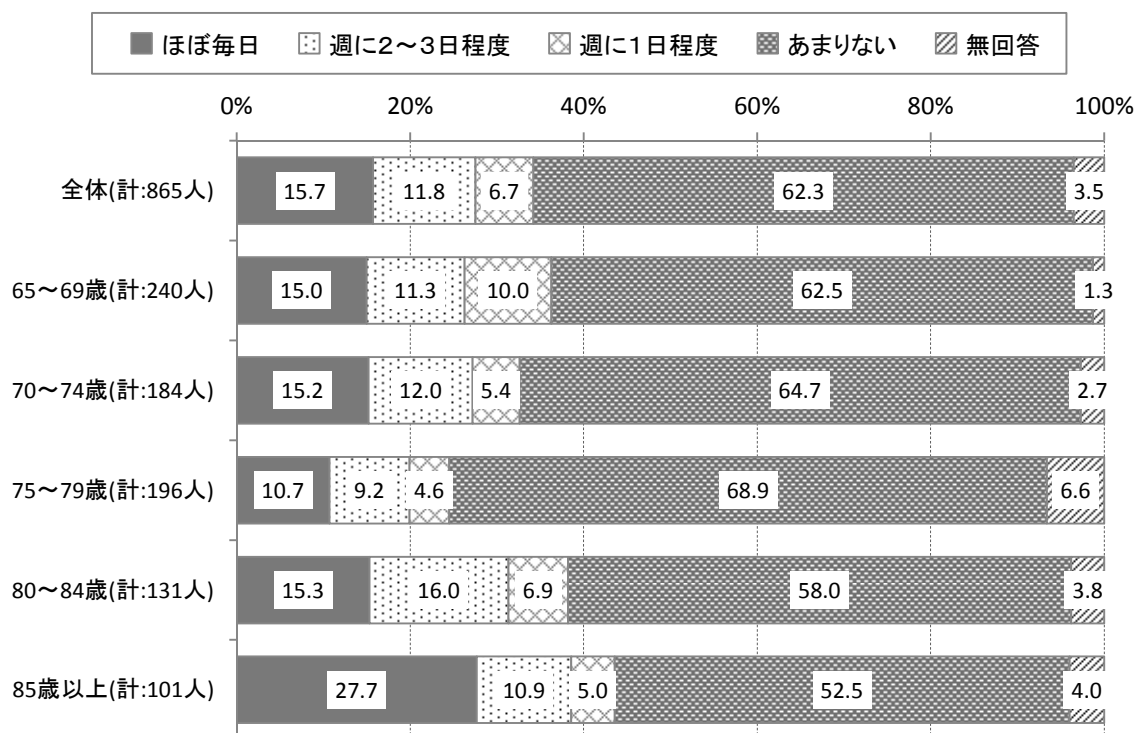
図表 22 高齢者のいる世帯数の内訳推移（再掲）



各年 10 月 1 日現在

資料：国勢調査

図表 23 日中ひとりになることがあるか（一人暮らし以外の高齢者）



資料：南島原市高齢者に関する実態調査

※ 四捨五入のため、各項目の和が100.0%にならないことがある。

【施策の方向】

施策項目	取組内容
災害時の高齢者支援体制の構築	「要援護者支援システム」の導入を図り要援護者の状況把握に努めるとともに、自主防災組織（自治会等）、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防署や警察と連携し、災害弱者となり得る高齢者への支援体制を強化します。
避難支援体制の構築	災害の規模及び避難の期間等を考慮し、福祉施設との連携による福祉避難所の設置、地域住民や民生委員・児童委員、各種団体などが連携し、地域の中でお互いが支え合い助け合えるような避難支援体制の構築を図ります。

施策項目	取組内容
災害時の要支援者の避難に係る体制整備	「南島原市地域防災計画」等に基づき災害時に適切な避難支援が円滑に行えるよう、体制整備を進めます。
防災知識の普及・啓発と防災対策の促進	災害時の安全を確保できるよう、高齢者の中でも災害に際して特に支援の必要な方（避難行動要支援者）やその家族、介護従事者、民生委員・児童委員等に対して、避難場所や避難経路の確認等、非常持出品の備えや心構え等防災知識の普及・啓発等を行います。 災害の多様化・複雑化に対応するため、消防・救急機関との連携を強化し、災害に対する迅速かつ適切な活動に努めるとともに、地域における防災対策を推進します。
避難行動要支援者の居住地や連絡先等の把握	民生委員・児童委員等の協力により作成している避難行動要支援者台帳を更新し、各種協力団体等と行政の連携を図ることにより、避難行動要支援者の居住地、身体状況、家族構成、保健福祉サービスの利用状況、緊急時の連絡先等の把握に努めるとともに、災害時における安否確認や情報提供等が迅速かつ的確にできるよう努めます。
緊急通報体制等整備事業の推進	ひとり暮らし高齢者等に対し、急病や災害等の緊急時において適切な対応を図るため、緊急通報装置の設置を行うことにより緊急通報体制の整備を推進し、高齢者等の自立した生活の支援と福祉の向上を図ります。

【高齢者福祉サービスの目標】

○ その他の事業（緊急通報体制等整備）

急病、事故などの緊急事態に対処するため、緊急通報装置を設置します。

図表 24 緊急通報体制等整備（利用者数）

実績			目標（見込量）		
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
277	265	260	270	280	290

(3) 気軽に出かけられる環境整備

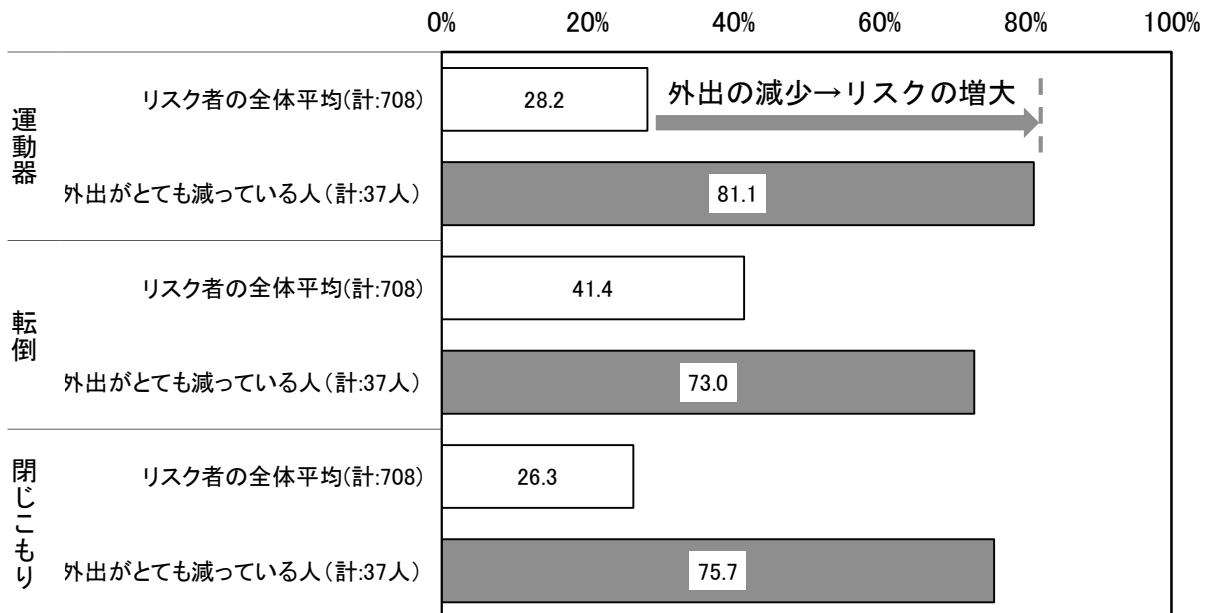
【現状と課題】

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果からは、外出回数が減少している人は、運動器、転倒、閉じこもりリスク者の割合が著しく高くなるのが分かっています（図表 25 参照）。高齢者が気軽に出かけられる環境づくりは、高齢者の生きがいがづくりだけではなく、介護予防の側面からも非常に大切であると考えられます。

高齢者が積極的に社会参加し、いつまでもいきいきと暮らすことのできるまちをつくるためには、施設や歩行空間のバリアフリー化などの「福祉のまちづくり」を推進するとともに、高齢者にとって安全で利便性の高い移動手段を確保する必要があります。

高齢者の移動手段の確保については市民のニーズが高いことから、交通施策との連携を図りながら、先進事例を踏まえて検討を行います。

図表 25 各リスク者の割合と外出回数減少の関係



資料：第7期介護保険事業計画 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下、同様）

【施策の方向】

施策項目	取組内容
高齢者交通安全対策の推進	高齢者交通安全意識の醸成及び高齢者保護活動の強化のため、高齢者への保護誘導活動の普及、広報・啓発活動の推進等の取組を行います。
交通安全教室への参加促進	警察署と連携し、高齢者に対する交通講話や参加・体験型講習会等への参加を促します。
交通安全意識の高揚	自治会及び老人クラブ等の会合や、高齢者宅訪問、ゲートボール大会や、グランドゴルフ大会などの機会を活用し、交通安全意識の高揚を図ります。
交通安全用品の普及促進	高齢運転者標識（通称高齢者マーク）の表示を指導します。高齢者を夜間の交通事故から守るため、反射材の活用等交通安全用品の普及に努めます。
安全に通行できる道路環境の整備	関係機関と連携を図りながら、歩道の設置・改修等により、高齢者等が交通事故に遭うことなく安全に通行できる道路環境の整備に努めます。
バリアフリーに配慮した施設整備	関係機関と連携を図りながら、高齢者が不便を感じずに公共施設などを利用することができるよう、また、移動時の利便性・安全性の向上を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、バリアフリーに配慮した施設整備を進めます。

4. 高齢者ととともに生きるまちづくり

(1) ふれあいと交流

【現状と課題】

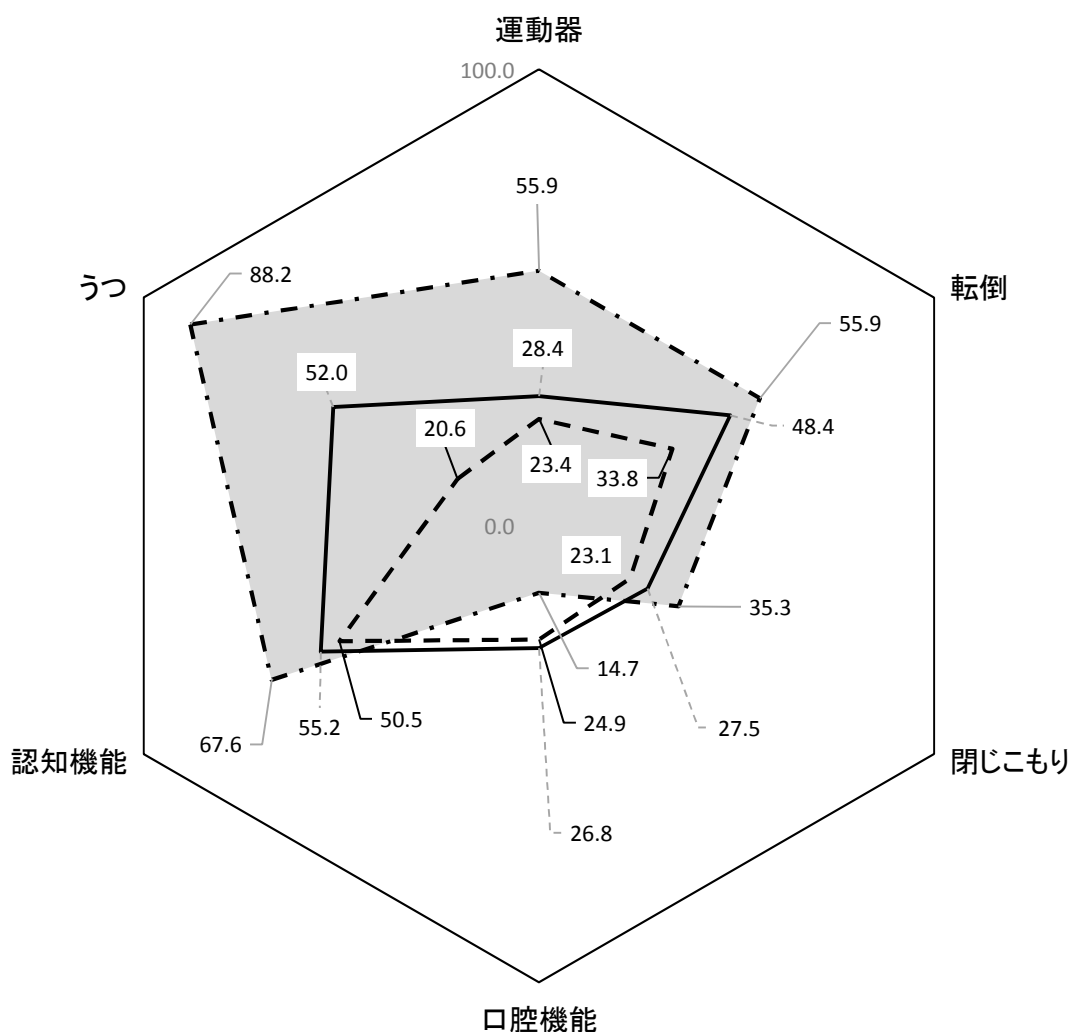
閉じこもり状態が続くと、心身の機能低下等を引き起こし、要介護状態になったり、介護度が上がったりすることが考えられます。従って、出会いの

場を創出し、高齢者に外出を促すことは、閉じこもり予防に有効であると考えられます。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」からは、主観的幸福感が高いほど要介護状態になるリスクが低下するという結果が得られ、「生きがいがづくり」が介護予防につながる可能性が示されています（図表 26 参照）。生きがいのあるまちづくりには、高齢者が気軽に集い、多くのひととふれあうことができる憩いの場の創出が欠かせないことから、出会いの場の創出に取り組むことは、閉じこもりリスクのみならず、すべてのリスク要因を低減させることが期待できると言えます。

図表 26 主観的幸福感と各リスク者との関係

 幸福度が低い(0～3点) (計:34人)
 幸福度は普通(4～7点) (計:306人)
 幸福度が高い(8～10点) (計:325人)



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【施策の方向】

施策項目	取組内容
高齢者の活動拠点としての施設の活用	高齢者の生きがい活動を支援するとともに、ひとり暮らし、閉じこもりがちな高齢者などの活動拠点として各施設の積極的な活用を図ります。
地域との連携	閉じこもりがちな方に外出への意欲を持っていただくよう、老人クラブや民生委員・児童委員等と連携し、様々な場への高齢者の社会参加を働きかけます。
生涯スポーツの推進	年齢や体力に見合った高齢者スポーツ・レクリエーションを楽しめるよう生涯スポーツの推進と、スポーツ推進及び活動する仲間の育成に努めます。
高齢者のうつ病予防、自殺予防	関係機関との連携を図りながら、高齢者の閉じこもり防止や見守り等の推進を通じ、高齢者のうつ病予防・自殺予防を図っていきます。
孤立死や高齢者の所在不明などへの対応	関係機関との連携を図りながら、高齢者の閉じこもり防止事業や見守り事業等を行い、高齢者の孤立死や高齢者の所在不明などへの対応の充実に努めます。

(2) 生きがいのあるいきいきとした暮らし

【現状と課題】

高齢者がはつらつと生きがいのある生活を送るためには、長い人生の中で培われた知識や技能が日常生活や地域社会で発揮でき、社会の重要な構成員として活躍できるような社会づくりが必要です。

近年、高齢者の人口が増加していますが、このことは、様々な経歴を有する貴重な人材が地域に次々と出現していることに他なりません。高齢者が、それぞれの能力や経験を生かして積極的に社会参加し、地域社会等で様々な役割を担い、活躍することが期待されています。

このため、高齢者の意欲に応じて地域活動への参加を促進しながら、高齢

者の活躍の場を広げることが重要です。

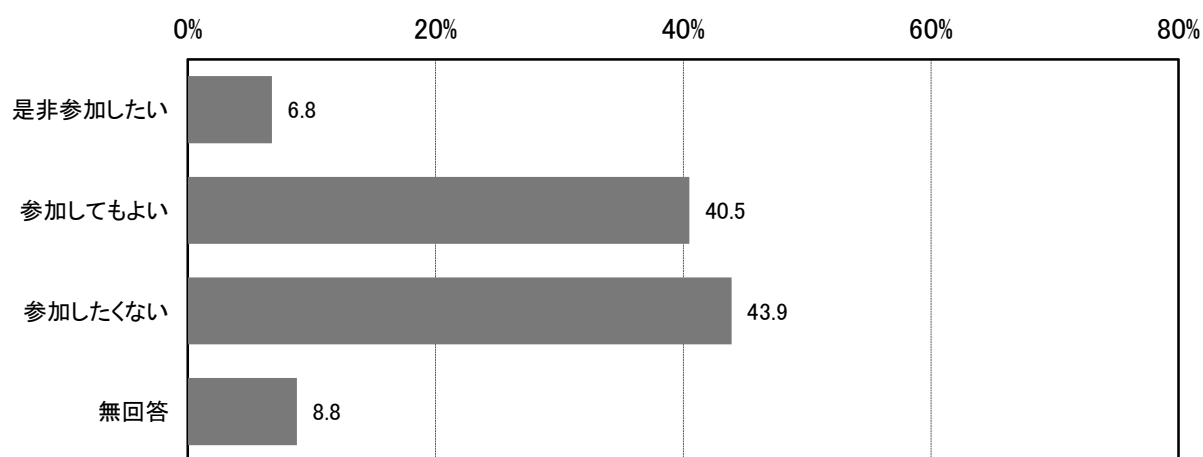
また、若いうちから地域活動に関心を持ち、準備を進めていただけるよう啓発を進める必要があります。

高齢者に多様な学びの場を提供することは、高齢者の自己実現や社会参加を促進し、生きがいつくりの重要な要素となります。

高齢者の学びの場としては、公民館等での各種講座、教室があり、また、老人クラブでも様々な学習活動が行われています。生涯学習については、ライフワークの追求・社会貢献・キャリアアップ等の多彩な目的が考えられますが、こうした目的に対応するためには、高齢者一人ひとりが自ら進んで学習することはもちろん、講座活動や学習内容についても主体的・自主的に関わっていく必要があります。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果からは、地域の様々な活動に参加する意向のある高齢者は約半数（47.3%）にも達しており、本市に住む多くの高齢者が地域づくり活動に参加したいと考えていることが分かります（図表 27 参照）。また、企画・運営（お世話役）としての参加意向も3割弱（27.4%）あり、少なからぬ人が地域づくりを自らの手で企画・運営したいと考えていることが分かります（図表 28 参照）。これらの高齢者の意向を踏まえ、高齢者自身が直接、講座の企画立案に携わることのできる体制を整備する必要があります。

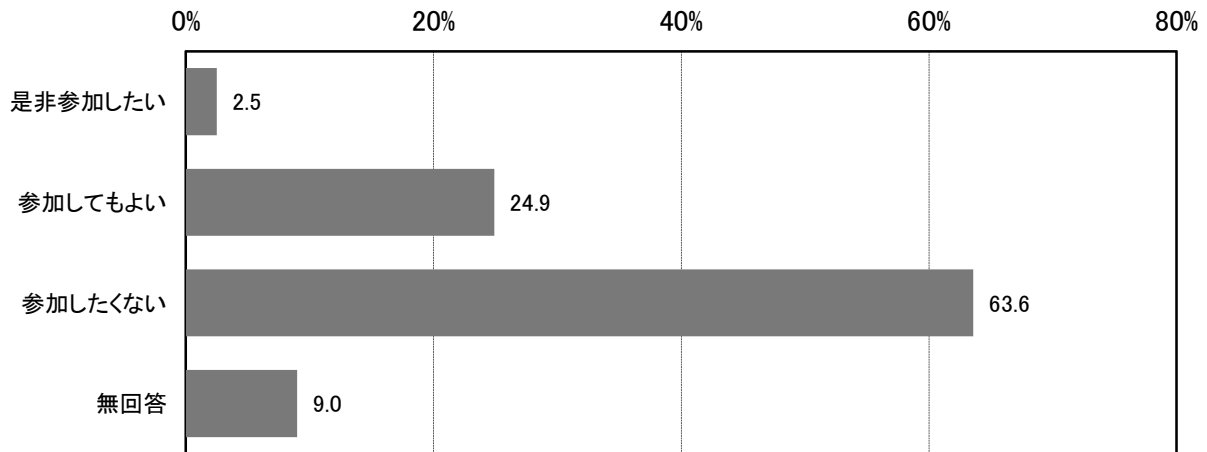
図表 27 地域づくりの場への参加意向（参加者として）



(計:708人)

資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

図表 28 地域づくりの場への参加意向（企画・運営（お世話役）として）



(計:708人)

資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【施策の方向】

施策項目	取組内容
学校における福祉教育の推進	教育委員会との連携を図り、子どもの頃から体験学習や実践活動を通じて、ボランティア精神や助け合いの心の醸成に努めます。また、小中学生を対象に、加齢に伴う筋力の機能低下、白内障、老人性難聴等高齢者の疑似体験をすることで、高齢者の心身状況、高齢者の生活上の課題（バリアフリー等）についての理解向上を図ります。
ボランティアの養成、推進	住民へのボランティア活動に対する理解、必要性の周知を図るため啓発活動を行うとともに、島原地域広域市町村圏組合と連携し、地域支援事業において、介護予防のためのボランティアや食生活改善推進員の養成等を積極的に実施し、地域支援事業の円滑かつ効果的な事業へと結び付けていきます。また、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支えるなど、地域に密着したボランティア活動を支援します。
老人クラブ活動の促進	老人クラブが「相互交流を行える憩い・生きがい作りの場」や「介護予防への取組みができる教育・実践の場」として、より充実した活動を実施することができるように、老人クラブ連合会と連携を図りながら支援を行っていきます。

施策項目	取組内容
生涯学習環境の整備	市民の誰もが、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の構築を目指して、学習情報の提供と学習内容の充実を図ります。
南島原市シルバー人材センターの拡充	高齢者の技能を向上させ、併せて地域に密着した就労の場を確保するために、シルバー人材センターを積極的に指導・支援します。また、仕事量の確保や高齢者のニーズに応じた職種の確保のために支援を行います。
高齢者の就労促進	働く意欲のある高齢者が生きがいをもって就労できるよう、シルバー人材センター等を紹介し就労の促進を図ります。また、団塊の世代の受け皿となる新たな職域の拡大や自主的運営の促進を支援します。
講座等の開催及び支援	市民の自主企画・自主運営による公民館講座やボランティア活動と一体となった学習講座の充実に努め、教えあい、学びあう環境づくりを推進します。
地域コミュニティの活性化と世代間交流	高齢者から子どもまで参加できるような地域での活動を推進し、地域コミュニティの活性化を図りながら世代間交流による高齢者の活躍の場が提供できるよう努めます。

(3) 虐待の防止と権利擁護

【現状と課題】

高齢者虐待防止法では、「65歳以上の高齢者に対する身体への暴行や、食事を与えないなどの長時間の放置、暴言などで心理的外傷を与える行為、財産を家族らが勝手に処分するなどの行為」を高齢者虐待と定義し、虐待を発見した家族や施設職員等に市町村への通報義務を規定しています。

高齢者虐待の防止に向けた取組を行うとともに、法に基づく制度の実効性を確保するため、虐待に関する通報を受けた場合の体制整備はもとより、虐待の早期発見・把握に努めていく必要があります。

【施策の方向】

施策項目	取組内容
高齢者虐待防止対策 地域協議会の活用	身体的虐待などの権利侵害に対して、介護施設・事業所、民生委員・児童委員、関係行政機関、権利擁護関係者、各種団体等の地域の関係者で構成された「高齢者虐待防止対策地域協議会」を活用して対応するとともに虐待の早期発見・早期対応に努めます。
高齢者虐待に関する 知識・理解の普及啓発	地域住民に対する高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発に取り組むとともに、高齢者虐待の防止・早期発見のための「虐待防止マニュアル」を活用し、高齢者虐待防止法の周知徹底を図っていきます。
高齢者虐待相談等窓 口の周知	福祉課や地域包括支援センターが高齢者や家族、地域における高齢者虐待に関する身近な総合相談窓口であることの周知を図っていくとともに、自治会や民生委員・児童委員、各種団体等の地域の関係者との連携を図ります。
通報（努力）義務の周 知	高齢者虐待の発生予防・早期発見を推進するため、島原地域広域市町村圏組合と連携し、介護サービス事業者、関係団体、関係機関、地域住民に対して、高齢者虐待防止法で定められている通報（努力）義務の周知徹底を図っていきます。
成年後見制度の利用 促進	市長申立てによる支援も含め、成年後見制度の積極的な取組みを図っていきます。また、身寄りがなく、経済的に制度利用が困難な方に対しては、成年後見人等による支援を受けることができるよう経費の助成を行い、制度の実効性を図っていきます。さらに、南島原市社会福祉協議会が実施している成年後見センターについても、協力体制を図っていきます。
高齢者の権利擁護の 視点に立った制度づ くりの推進	成年後見制度や日常生活自立支援事業などの普及啓発活動を行い、高齢者の権利擁護の視点に立った制度づくりを推進します。
認知症高齢者の権利 擁護の推進	認知症高齢者の権利擁護を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知に努め、利用の促進を図ります。また、成年後見の担い手として市民後見人の育成を支援します。

第5章 計画の推進体制

1. 関係機関等との連携

本計画は、福祉、医療をはじめとする多様な分野の施策が関連するため、全庁的な連携のもと、計画を推進していきます。

また、計画を円滑に推進していくためには、行政だけではなく、市民や事業者、各団体等の役割も重要となります。このため、県や島原地域広域市町村圏組合、南島原市社会福祉協議会、南島原市地域包括支援センター、南島原市シルバー人材センター、南島原市民生委員児童委員協議会、南島原市老人クラブ連合会等の各団体や医療機関、民間事業者等との連携を図りながら計画を推進します。

2. 計画の進捗管理

本計画を着実に実行するためには、定期的に施策の進捗状況を確認・評価し、必要に応じて改善していきます。

資料編

1. 南島原市高齢者福祉計画策定委員会委員名簿

区 分	団 体 名 等	氏 名
保健医療関係者	長崎県南保健所 地域保健課長	市川 ひとみ
福祉施設関係者	特別養護老人ホーム 緑ヶ丘荘 生活相談員	日向 孝昭
福祉施設関係者 (会長)	養護老人ホーム 大乘苑 施設長	松嶋 肇
被保険者代表	南島原市老人クラブ連合会 副会長	田中 照身
社会福祉協議会 (副会長)	南島原市社会福祉協議会 事務局長	池田 茂森
学識経験者	南島原市民生委員児童委員協議会 会長	松藤 嘉嗣
学識経験者	南島原市地域包括支援センター 所長	志方 芳仁
市職員	福祉保健部福祉課 課長	永田 和彦

2. 南島原市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

平成 26 年 5 月 30 日告示第 71 号

南島原市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱 (設置)

第 1 条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第13条第 1 項の老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業（以下「老人健康保持事業」という。）の実施に関する計画及び同法第20条の 8 第 1 項の老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「高齢者福祉計画」と総称する。）を策定するため、南島原市高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議検討を行う。

- (1) 老人健康保持事業の対象となる老人（以下「元気な高齢者」という。）の人数、その家庭の状況及びその有する知識・技術を把握するための調査に関すること。
- (2) 老人健康保持事業の推進及び元気な高齢者の社会参加の促進を図るための方策に関すること。
- (3) 身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を把握するための調査に関すること。
- (4) 確保すべき老人福祉事業の量の目標に関すること。
- (5) 老人福祉事業の量の確保のための方策に関すること。
- (6) その他高齢者福祉計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉施設関係者
- (3) 被保険者代表
- (4) 市社会福祉協議会職員
- (5) 学識経験者
- (6) 市職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 委員会に、専門的事項を調査し、及び研究するために、専門部会を設けることができる。

2 専門部会は、市の福祉担当課長、老人福祉担当者、保健医療担当者、保健師、市社会福祉協議会職員その他必要と認められる者をもって構成する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理をする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年6月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

南島原市高齢者福祉計画

平成30年 3月

発行 南島原市

住所 〒859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2

電話 0957-73-6600
